

令和6年度徳島県国民健康保険団体連合会事業計画

I 基本方針

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険の中核として、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。新型コロナウイルス感染症が5類相当へ移行し経済復興の兆しが見えてきたものの、被保険者数の減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少、低所得者層の増加など国保固有の事情は続いており、依然、厳しい財政運営は続いている。

このような中、国においては、全世代型社会保障法（全世代対応型社会保障構築のための改正健保法等）が昨年5月12日に可決、成立した。法には国保連合会の業務として「医療費適正化に資する情報の収集・整理・分析、その結果の活用の促進に関する業務」が追加された。

一方、各地方自治体では、令和6年度から医療費適正化計画、健康増進計画、医療計画、介護保険事業（支援）計画及び障害福祉計画等が開始され、医療費適正化等に向けた保険者への支援はより一層重要となる。

また、令和6年4月に本稼働する国保総合システムのクラウド化や支払基金システムとの整合性の実現に向けた体制整備が「審査支払機能改革工程表」に基づき進められている。同時期に更改となる国保データベース（KDB）システム、国保情報集約システムもクラウド化が図られる。

これらのシステム更改は、国民皆保険制度の一翼を担う立場からも継続的なシステム運用を行い、持続的・安定的な業務運営に努めなければならない。

本会としては、保険者の共同目的を達成するため、診療報酬及び介護給付費等の審査支払業務はもとより、保険者事務共同処理、医療費適正化に向けた保健事業等、各事業の適正かつ円滑な事業運営に努め、保険者の負託に応えていかなくてはならない。

以上、本会、設立趣旨に則り、保険者の協力と連携のもとに事業の一層の推進に努めるものとする。

II 重点項目

- 1 事業の充実強化
- 2 医療費適正化対策の推進
- 3 保健・医療・介護・福祉対策の推進
- 4 国保制度改善強化及び財政安定化対策の推進
- 5 新国保3パーセント推進運動の推進
- 6 財政運営の健全化・安定化の推進

III 事業内容

1 国保連合会事業の充実強化

1 本会運営に関する事項

総会（2回）、理事会（必要な都度）、監事会（2回）、理事懇談会（必要な都度）等適時に開催し、会務の適正運営に努める。

2 国保中央会に関する事項

国保中央会の事業活動に協調し、各種の会議に出席してその反映を図る。

- (1) 国保中央会理事会、総会、監事会
- (2) 全国国保連合会総合調整会議
- (3) 全国国保運営協議会会長等連絡協議会
- (4) 全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会
- (5) 全国国保診療報酬審査委員会歯科部会長等連絡会議
- (6) 全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議
- (7) 全国国保連合会職員の各種研修

3 四国地方国保協議会に関する事項

四国地方国保協議会及び関係地方協議会と相互連絡し、事業活動の推進のため、各種連絡会議等に参加する。

- (1) 役職員協議会
- (2) 審査委員会委員の研究、協議
- (3) 国保診療施設に関する会議
- (4) 審査支払業務改善研究協議会
- (5) 連合会職員研修・協議

4 診療報酬審査支払業務に関する事項

診療報酬明細書等の適正かつ公正な審査支払業務に努める。

- (1) 審査支払事業
- (2) 審査委員会の運営
 - ① 審査委員会の開催
 - ② 再審査部会・審査専門部会の開催
- (3) 審査委員の研究・協議等諸会議
 - ① 中央並びに地区開催の各種会議に委員の派遣
 - ② 他関係機関と協議会等の開催
- (4) 職員の研修等
 - ① 中央並びに地区開催の各種研修に職員を派遣
 - ② 所内研修の実施
- (5) レセプト電算処理システム画面審査の機能強化

- ① 一次審査における縦覧・横覧・突合審査の充実
- ② 算定ルール・審査支援システムの充実
- (6) オンライン資格確認等システムの運用
レセプト振替・分割処理

5 特定健康診査・特定保健指導に関する事項

特定健康診査・特定保健指導の円滑な運営に向けて事業実施する。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導のデータ管理
- (2) 特定健康診査・特定保健指導の支払事業
- (3) 特定健康診査（健康診査）受診券等の共同印刷
- (4) 特定健診・保健指導法定報告説明会の開催

6 保険者事務共同事業に関する事項

保険者共通の事務処理の効率的な事業運営を図ることを目的とし実施する。

(1) 第三者行為（交通事故等）求償事務共同処理事業

医療費適正化並びに保険者事務の軽減を図るため、関係機関と連絡協調し、求償事務を推進する。

- ① 保険者事務処理の共助支援
- ② 求償事務担当職員研修会の開催
- ③ 顧問弁護士の活用
- ④ 啓発ポスター等の作成
- ⑤ 保険者訪問支援
- ⑥ 負傷原因調査事務による保険者支援

(2) 保険者事務共同電算処理

国保総合システムの活用と共同処理により、医療費適正化と保険者事務の効率化に向け支援する。

- ① 国保総合システムによる帳票（データ）類の作成及びレセプト管理の運用処理
- ② 各種証等の共同印刷・斡旋
- ③ 各種システム及び出力帳票（データ）類の取扱方法等の共助・支援
- ④ 特別調整交付金（結核・精神）の申請事務支援
- ⑤ 共同電算処理事業に関する変更、開発等の調査、研究

7 県単位の資格情報管理に関する事項

市町村毎に保有する資格情報等を県単位で集約するため、国保情報集約システムを運用し、被保険者が県内で転居した場合等の市町村間の情報連携等を支援する。

- (1) 被保険者が県内で転居した場合の資格情報の引継ぎ

(2) 高額療養費の該当回数の引継ぎ

8 後期高齢者医療業務に関する事項

後期高齢者医療制度の円滑運営にむけて、後期高齢者医療広域連合と連携・協調し、その受託業務を適正かつ積極的に遂行する。

- (1) 診療報酬等審査支払業務
- (2) 後期高齢者医療事務等運用管理業務
- (3) 各種帳票（データ）類の作成業務

9 介護保険に関する事項

介護報酬に関する請求書の適正な審査支払業務並びに苦情処理業務に努める。

- (1) 介護給付費等審査委員会の運営
- (2) 苦情処理業務
- (3) 保険者事務共同処理事業
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (5) 介護給付適正化支援事業
- (6) 要介護認定等情報経由業務
- (7) 介護保険事業の円滑な運営に資する事業

10 障害者総合支援等に関する事項

障害介護給付費・障害児給付費に関する請求書の適正な審査支払業務に努める。

- (1) 市町村事務共同処理事業
- (2) 障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務

11 特別徴収情報経由業務に関する事項

介護・国保・後期高齢における保険料（税）の特別徴収情報経由業務を行う。

12 県条例等に基づく医療費助成事業に関する事項

事務処理の円滑運営の推進を図る。

13 国民健康保険特別高額医療費共同事業に関する事項

国保中央会が行う「著しく高額な医療に関する給付に要する費用が国民健康保険財政に与える影響を緩和するため、都道府県に対して交付金を交付する事業」に関する事務を徳島県から受託し、交付対象レセプトの確認及び拠出金並びに交付金の出納業務を行う。

14 保険者と連絡・協調に関する事項

国保事業の円滑な運営を図るため、保険者と協調のもと各種連絡会議及び研究会議等を必要に応じ開催する。

- (1) 各種研究、協議等
 - ① 国保担当課長会議
 - ② ブロック別国保担当課長会議
 - ③ 市町村国保運営協議会会長連絡協議会
- (2) 国保事務担当者等の会議・研修

15 広報活動に関する事項

国保事業の円滑な運営に資するため、各種情報並びに参考資料を提供し、事業推進に努める。

- (1) ホームページを活用した本会事業実施状況等の周知
- (2) 国保中央会発刊「国保新聞（旬刊）」並びにその他関係図書類の斡旋
- (3) マスメディア等による健康増進等の啓発
- (4) 広報委員会の開催

16 調査・研究等に関する事項

新規事業等の情報収集・調査研究を行うとともに、必要な諸準備を行う。

- (1) 国保制度等に関する事項
- (2) 国保保険者標準事務処理システム
- (3) 次期国保総合システム更改及び各システムに関する事項
- (4) 予防接種法改正に関する事項
- (5) 地単公費マスタの整備に関する事項
- (6) 母子保健DXに関する事項

17 表彰事業に関する事項

国民健康保険、介護保険、特定健診・保健指導、障害者総合支援及び後期高齢者医療事業に功績のあった者を表彰し、事業に関する意識高揚を図る。

- (1) 理事長表彰
- (2) 国保中央会表彰に関する調査、推薦

18 人材育成に関する事項

職員意識の向上と人材の育成・確保を図る。

- (1) 職員の資質向上を図るための研修
- (2) 国保中央会への職員派遣
- (3) 業務拡大や高度化、システム運用等に対応できる職員の育成

19 個人情報保護に関する事項

特定個人情報及び個人情報を適正に取扱い、個人情報の保護に努める。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会から付与されている「プライバシーマーク」に関する業務
- (2) プライバシー保護委員会の開催

20 ネットワーク事業に関する事項

ネットワーク事業の充実、推進を図る。

- (1) 保険者支援情報ネットワーク
- (2) 国保連医療保険ネットワーク
- (3) 介護保険者支援情報ネットワーク
- (4) 共通ネットワーク

21 国保会館の健全運営に関する事項

適正な会館の維持・管理に努める。

2 医療費適正化対策の推進

1 保険者のレセプト点検調査確認事務の支援に関する事項

保険者支援として、レセプト点検等の充実・強化に努める。

- (1) レセプト点検事務支援・事務研修会の開催
- (2) レセプト点検用参考資料等の作成
- (3) レセプト点検支援システムによる点検の充実、強化
- (4) 医療保険と介護保険の突合点検
- (5) 保険者間の調整

2 レセプトデータ活用支援に関する事項

レセプトデータを活用し、医療費適正化の推進を図る。

- (1) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書作成業務
- (2) 重複・多剤服薬情報通知書作成業務
- (3) 医療費通知作成業務

3 保健・医療・福祉対策の推進

1 保健事業に関する事項

保険者が実施する保健事業活動推進の支援及び関係機関との連携と同時に、健康増進事業実施者として保健事業を推進する。

- (1) 国保データベース（KDB）システムの運用とシステムを活用した保健活

動支援事業

- (2) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施のための支援
- (3) 保険者が実施する保健事業の支援のための保健事業支援・評価委員会の開催
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の支援
- (5) 事業運営強化のため研修会、講習会の開催及び職員の派遣
- (6) 中央並びに地区開催の各種研修会等関係職員の派遣
- (7) 器材の貸出及び支援

2 市町村保健師に関する事項

市町村保健師事業の推進を図るため関係機関との連携を行う。

- (1) 市町村保健師連絡協議会への助成及び支援
- (2) 市町村保健師等の研修等
- (3) 県及び各関係機関が開催する会議・委員会への参画

3 国保診療施設に関する事項

国保診療施設事業の推進を図る。

- (1) 国保診療施設運営協議会への助成及び支援
- (2) 全国国保診療施設協議会との協調

4 保険者協議会に関する事項

保険者協議会事業の推進を図る。

4 国保制度改善強化及び財政安定化対策の推進

国保制度改善強化対策に関する事項

国保制度の抜本改革と長期安定化の実現のため関係機関と協調、積極的な実行運動に出席する。

- (1) 国保制度改善強化全国大会への出席
- (2) 国保関係予算獲得のための予算対策陳情
- (3) 政府及び国会議員に対する陳情等実行運動
- (4) 国保諸問題の調査、研究

5 国保連合会財政運営の健全化・安定化の推進

「経営改善計画」に関する事項

令和元年度から5年間、「中期財政健全化計画」の確実な履行により、本会の財政運営は一定、安定してきた。今後は、財政の安定はもとより各事業の取り組み

強化を図り、保険者の共同目的を達成し、負託に応えられる組織として推進していくために「経営改善計画」（令和6年度～令和10年度）を策定し、本計画を着実に推進するため、各種積立資産の執行状況の把握をはじめ、事業面においては、情勢の変化を的確に捉え事業運営を見直す。また、PDCAサイクルを確立し、年間を通じた計画への意識改革を図り、これまで以上に保険者の負託に応える。

6 その他、保険者の共同目的達成に必要な事業の推進

1 風しん対策事業に関する事項

風しんの感染拡大防止のための追加的対策事業として、令和6年度末まで事業の延長が決定され、本事業を実施する。

2 新型コロナウイルス感染症事業に関する事項

予防接種法の改正により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、令和6年3月31日までの特例臨時接種が、同年4月1日からB類疾病の定期接種へ変更となる。令和3年4月から本会で受託している費用請求及び支払事務は、4月請求6月支払いをもって終了する。